（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十一条　新租税特別措置法第六十八条の十一（新租税特別措置法第四十二条の六第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする新租税特別措置法第六十八条の十一第一項に規定する特定機械装置等について適用する。

（連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十二条　新租税特別措置法第六十八条の十三第一項（新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租税特別措置法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第二十八条第一項の規定による指定があった場合には、その指定があった日の前日）までの間は、新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八条の十三（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

3　旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区のうち沖縄振興特別措置法第六十八条の十四第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けたものが平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十五年三月三十一日」と、同条第四項中「第四十二条の十第二項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第十項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項」と、同条第十項中「第四十二条の十第二項」とあるのは「旧効力措置法第四十二条の十第二項」と、「同法第二条第二十一号」とあるのは「法人税法第二条第三十一号」と、「第四十二条の十第三項」とあるのは「旧効力措置法第四十二条の十第三項」と、同条第十一項中「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第二項」と、「並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項」とあるのは「並びに旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項（一）とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第十項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項」と、「同法第二条第二十一号」とあるのは「法人税法第二条第三十一号」と、「第四十二条の十第三項」とあるのは「旧効力措置法第四十二条の十第三項」と、同条第十一項中「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第二項」と、「並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項」とあるのは「並びに旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項（一）と、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第二項」と、「並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項」とあるのは「並びに旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項（一）と、「及び租税特別措置法第六十八条の十四第五項」とあるのは「及び旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項」とする。

（連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の十四第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けたものが平成二十五年三月三十一日以前に取得又は建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十五年三月三十一日」と、同条第四項中「第四十二条の十第二項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第十項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項」と、同条第十項中「第四十二条の十第二項」とあるのは「旧効力措置法第四十二条の十第二項」と、「同法第二条第二十一号」とあるのは「法人税法第二条第三十一号」と、「第四十二条の十第三項」とあるのは「旧効力措置法第四十二条の十第三項」と、同条第十一項中「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第二項」と、「並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項」とあるのは「並びに旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項（一）と、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第二項」と、「並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項」とあるのは「並びに旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項（一）と、「及び租税特別措置法第六十八条の十四第五項」とあるのは「及び旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項」とする。

第三十三条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の十四第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けたものが平成二十五年三月三十一日以前に取得又は建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十五年三月三十一日」と、同条第四項中「第四十二条の十第二項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第十項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項」と、同条第十項中「第四十二条の十第二項」とあるのは「旧効力措置法第四十二条の十第二項」と、「同法第二条第二十一号」とあるのは「法人税法第二条第三十一号」と、「第四十二条の十第三項」とあるのは「旧効力措置法第四十二条の十第三項」と、同条第十一項中「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第二項」と、「並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項」とあるのは「並びに旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項（一）と、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第二項」と、「並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項」とあるのは「並びに旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項（一）と、「及び租税特別措置法第六十八条の十四第五項」とあるのは「及び旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項」とする。

2　前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の九（新租税特別措置法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一、第六十八条の十三、第六十八条の十五、第六十八条の二、第六十八条の六十七及び第六十八条の六十八（新租税特別措置法第六十八条の六十九において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十五第二項及び第六十八条の十五の二第一項中「並びに法人税法」とあるのは「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、新租税特別措置法第六十八条の六十七第五項第二号中「第六十八条の十五の三まで」とあるのは「第六十八条の十五の三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、新租税特別措置法第六十八条の六十七第十一項第二号中「第六十八条の十五の三まで」とあるのは「第六十八条の十五の三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「並びに第六十八条の十五の二」とあるのは「、第六十八条の十五の二並びに第六十八条の六十八」とする」とする。

3　第一項の規定の適用がある場合における新震災特例法第二十五条の三の二までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十五条の二第二項	第六十八条の六十九	第六十八条の六十九、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項
第二十五条の二第十四項	及び第六十八条の十五の二	及び第六十八条の十五の二並びに旧効力措置法第六十八条の十四
	同法第六十八条の九第一項	租税特別措置法第六十八条の九第一項
	とする	と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十五号）第二十五条の二第二項及び第三項」とする
第二十五条の二の二第二項	第六十八条の六十九	第六十八条の六十九、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項
	及び第六十八条の十五の二	及び第六十八条の十五の二並びに旧効力措置法第六十八条の十四
第二十五条の二の二第九項	同法第六十八条の九第一項	租税特別措置法第六十八条の九第一項